

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（財政課）

### 一 趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定すること等に伴い、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等の額を定めるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額を改定する等するための改正

### 二 内容

#### (一) 手数料の新設

(例) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

(盛土等の土地の面積が五百平方メートル以内のもの)

一万六千円

#### (二) 手数料の額の改定等

(例) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(床面積の合計が二百平方メートル未満で簡易な評価方法による場合)

現行	非住宅	住宅（一戸建て）
改正後	非住宅	住宅（一戸建て以外）
	十万二千円	三万八千円
	十万二千円	
	二万円	

#### (三) 規定の整備

### 三 施行期日

令和七年四月一日

ただし、二(一)の一部については令和七年七月一日